諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年１１月１１日（令和７年（行情）諮問第１３０７号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７９号）
事件名：「そうび」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書７」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年１１月２９日付け防官文第１０９４５号及び令和２年６月２５日付け同第９７０７号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１に係るもの。）

アないしエ　（略）

オ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ　（略）

（２）審査請求書２（原処分２に係るもの。）

アないしエ　（略）

オ　上記（１）オと同旨。

カ及びキ　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、まず、「『そうび』（２０１８．４．１６―本本Ｂ１５９で特定された後のもの）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示の求めがあり、これに該当する行政文書として、文書１から文書５まで

の５文書（以下「本件対象文書１」という。）を特定し、その後、補正がなされ、請求内容が「『そうび』・Ｎｏ．１９６「ＦＭＳ連絡官業務の概要について」奥付頁・（５）Ｎｏ．１９７については全てを請求致します」に変更となったことから、これに該当する行政文書として、文書６及び文書７の２文書（以下「本件対象文書２」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年１１月２９日付け防官文第１０９４５号により、本件対象文書１について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和２年６月２５日付け同第９７０７号により、本件対象文書２について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年９か月及び約５年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号及び３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１１月１１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１２月４日　　審議

④　令和８年１１月４日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書（なお、原処分１の後、審査請求人により、開示請求の内容が、「そうび」の①Ｎｏ．１９６の「ＦＭＳ連絡官業務の概要について」奥付頁及び②Ｎｏ．１９７の全文に変更された。）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号３及び番号５に掲げる不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法５条１号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）民間人の氏名等について

別表の番号１、番号２及び番号６に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した民間人の所属及び氏名等が記載されていると認められる。

当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ

ないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法６条２項による部分開示の余地はないことから、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）自衛隊の部隊訓練の編成及び教育訓練の内容並びに部隊の編成に関する情報について

別表の番号９ないし番号１１に掲げる不開示部分には、自衛隊の部隊訓練の編成及び教育訓練の内容並びに部隊の編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）火薬庫に関する情報について

別表の番号１３に掲げる不開示部分には、火薬庫の構造及び位置を推測できる情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（５）他国との取引に関する情報について

別表の番号４に掲げる不開示部分には、他国との取引に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、取引上の留意事項であることから、これを公にすることにより、その記載内容を他国が誤解し、他国からの物品調達の交渉に影響を与えるおそれは否定できず、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（６）自衛隊の情報通信システムに関する情報について

別表の番号１４に掲げる不開示部分には、情報通信システムの諸元及び運用要領に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（７）装備品に関する情報について

別表の番号７、番号８及び番号１２に掲げる不開示部分には、装備品の諸元、数量及び運用等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ、約５年９か月及び約５年２か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条１号及び３号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

本件対象文書

文書１　そうび　Ｎｏ．１９３（表紙及び目次）
文書２　そうび　Ｎｏ．１９４（表紙及び目次）
文書３　そうび　Ｎｏ．１９５（表紙及び目次）
文書４　そうび　Ｎｏ．１９６（表紙及び目次）
文書５　そうび　Ｎｏ．１９７（表紙及び目次）
文書６　そうび　Ｎｏ．１９６（ＦＭＳ連絡官業務の概要について及び６８枚目）
文書７　そうび　Ｎｏ．１９７（表紙及び目次を除く。）

別表

（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書４	目次の一部	特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を損なうおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
2	文書５	目次の一部	特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を損なうおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
3	文書６	３枚目、５枚目及び８枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を損なうおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
4	文書６	４枚目の一部	他国との取引に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5	文書７	７枚目、１４枚目、１７枚目、４８枚目、５４枚目及び６５枚目の写真の顔部分（識別	個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利

		が容易でないと認められるものを除く。）	益を損なうおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
６	文書７	２４枚目の一部	
７	文書７	７枚目、２５枚目、５４枚目、６８枚目、７３枚目及び７４枚目のそれぞれ一部並びに５５枚目の１２行目の一部	装備品の諸元、数量及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
８	文書７	２６枚目の写真の一部	
９	文書７	９枚目、１２枚目から１４枚目まで、１６枚目から２１枚目まで、２３枚目、５６枚目及び５７枚目の本文のそれぞれ一部並びに４８枚目の「ウ　その他」の本文の一部	部隊訓練の編成及び教育訓練内容に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１０	文書７	７４枚目の写真の一部	
１１	文書７	４６枚目の本文の一部、４８枚目の（３）品質管理課関連の本文の一部及び５５枚目の（４）不発弾処理業務の本文の一部	部隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１２	文書７	４７枚目の本文の一部	装備品の運用状況を推測できる情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか

			ら、法５条３号に該当するため不開示とした。
１３	文書７	５５枚目及び６０枚目の写真のそれぞれの一部並びに６１枚目の写真の全部	火薬庫の構造及び位置を推測できる情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１４	文書７	８７枚目、９２枚目及び９３枚目の本文それぞれの一部	情報通信システムの諸元及び運用要領に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。